|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく○○○運営規程**  **（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）**  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。  ２　特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。  ３　特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立って、計画作成対象障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。  ４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２８号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２９号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第３条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　１名  管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　　○名  相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障がい福祉サービスの利用が行われるようにする。  （３）事務職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）  （事務職員がいる場合）  必要な事務を行う。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　大阪府八尾市〇〇  （営業日及び営業時間）  「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定計画相談支援等のサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。  日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。  （４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  （５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定計画相談支援等の提供方法及び内容）  第６条　事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。  （１）日常生活全般に関する相談  （２）地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供  （３）サービス利用計画又は障がい児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価  （４）訪問による継続的なモニタリング  （５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （１）から（４）に附帯するその他必要な相談支援、助言等。  （計画作成対象障がい者等から受領する費用及びその額）  第７条　法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障がい者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。  ２　計画作成対象障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を計画作成対象障がい者等から受けることができる。  ３　第９条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障がい者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円  ４　第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障がい者等に対し交付するものとする。  ５　第２項及び第３項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障がい者等の同意を得るものとする。  （利用者負担額等に係る管理）  第８条　事業者は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障がい者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項第２号に掲げる額（若しくは児童福祉法第２１条の５の３第２項第２号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。  この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障がい者等及び当該計画作成対象障がい者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第９条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。  （指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）  第１０条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障がい者  （２）知的障がい者  （３）精神障がい者  （３）難病等対象者  （４）障がい児  （虐待防止に関する事項）  第１１条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置、定期的な開催及び従業員への内容の周知徹底  （苦情解決）  第１２条　事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障がい福祉サービス等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。  ３　事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第１０条第１項又は児童福祉法第２４条の３４第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第１１条第２項又は児童福祉法第５７条の３の３第３項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第５１条の２７第２項及び児童福祉法第５７の３の２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ６　事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。  ７　事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （事故発生時の対応）  第１３条　事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。  ３　事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１４条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。  ５　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ６　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から５年間保存するものとする。  「＊＊＊」は、開設者（法人名）を記載してください。  ７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  １　この規程は、令和○○年○○月○日から施行する。 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  ＊基準第２条第１,２項  「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  第１０条において、「障がい児」を主たるサービスの対象者に含まない場合は、「利用者」と記載してください。  「障がい児」を含む場合は、「利用者等」と記載してください。  以下の条文において共通事項です。  ＊基準第２条２,３項  ＊基準第２条第５項  ＊基準第２条第４項  ＊基準第３,４条  ＊基準第１８条  「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。  ＊基準第１５条から抜粋  第１０条において、「障がい児」を主たるサービスの対象者に含まない場合は、「サービス利用計画」と記載してください。  「障がい児」を含む場合は、「サービス等利用計画」と記載してください。  以下の条文において共通事項です。  ＊基準第１２条  指定相談支援事業者は、前２項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定特定相談支援等を行う場合、交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができます。その場合は左記の項目を記載することとします。  ＊基準第１３条  通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。  ４障がい児（者）の全てを対象者とする場合は、本条は不要です。  一部の障がい児（者）を対象としない場合、対象者を限定する意味で記載します。  ＊基準第２７条  ※（１）～（５）については必須、事業所において他に行うものがあれば記載する。  ＊基準第２８条  ＊基準第２４条  ＊基準第３０条 |